

## 第 106 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 9 年 5 月 19 日）

### 第 712 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（松山市決定）

松山広域都市計画松山公共下水道「3 下水管渠」中、中央 1 号汚水幹線、中央 4 号汚水幹線及び久枝 1 号汚水幹線を次のように変更し、1 号幹線、2 号幹線、5 号幹線、6 号幹線、中央 2 号汚水幹線、桑原 1 号汚水幹線、石井 2 号汚水幹線、素鷲 1 号汚水幹線、浮穴 1 号汚水幹線、1 号増補管、1 号第 1 増補管、1 号第 2 増補管、2 号増補管、2 号第 2 増補管、6 号第 1 増補管、6 号第 2 増補管、6 号第 3 増補管、雨水吐口、中須賀 1 号汚水幹線、山越 1 号汚水幹線、山越 2 号汚水幹線、山西 1 号汚水幹線、山西 3 号汚水幹線、三津浜 2 号汚水幹線、斉院 1 号汚水幹線、富久 2 号汚水幹線、余戸 1 号汚水幹線、東垣生汚水幹線、西垣生 1 号汚水幹線、西垣生 3 号汚水幹線、西垣生汚水圧送幹線、堀江 1 号汚水幹線、和気 1 号汚水幹線、和気 4 号汚水幹線、潮見 1 号汚水幹線、桑原 2 号雨水幹線、素鷲 1 号雨水幹線、石井 5 号雨水幹線、久米 1 号雨水幹線、中須賀 2 号雨水幹線、中須賀 6 号雨水幹線、中須賀第 1 放流渠、中須賀第 2 放流渠、中須賀第 3 放流渠、洗地 2 号雨水幹線、三段地 4 号雨水幹線、大可賀放流渠及び新川 3 号雨水幹線を廃止する。また、「4 その他の施設」に三津浜雨水排水ポンプ場を次のように追加する。

1 下水道の名称：松山公共下水道

2 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

備考、面積、約 6,113ha（うち処理区域約 6,113ha）、[中央排水区約 3,390ha、西部排水区約 2,048ha、北部排水区約 675ha]

3 下水管渠

【内訳、位置（起点、終点）、備考】

中央 1 号汚水幹線、南江戸 4 丁目、小坂 5 丁目、中央排水区（分流管）

中央 3 号汚水幹線、生石町、和泉北 1 丁目、中央排水区（分流管）

保免 2 号汚水圧送幹線、土居田町、保免中 2 丁目、中央排水区（分流管）

中央 4 号汚水幹線、保免中 2 丁目、古川西 1 丁目、中央排水区（分流管）

南吉田汚水幹線、南吉田町、東垣生町、西部排水区（分流管）

富久 1 号汚水幹線、東垣生町、南吉田町、西部排水区（分流管）

北吉田汚水幹線、南吉田町、北吉田町、西部排水区（分流管）

清水汚水圧送幹線、北吉田町、別府町、西部排水区（分流管）

三津浜 1 号汚水幹線、別府町、大可賀 3 丁目、西部排水区（分流管）

久枝 1 号汚水幹線、和気町 2 丁目、和気町 1 丁目、北部排水区（分流管）

放流管渠、和気町 1 丁目、和気町 1 丁目、北部排水区（分流管）

「区域は、計画図表示のとおり」

4 その他の施設

4-1 汚水ポンプ施設

【内訳、位置、備考】

保免中継ポンプ場、保免中 2 丁目、約 1,000m<sup>2</sup>、中央排水区、汚水ポンプ施設

第 1 中継ポンプ場、南江戸 4 丁目、処理場内、中央排水区、汚水ポンプ施設

高浜汚水中継ポンプ場、高浜町 6 丁目、約 380m<sup>2</sup>、西部排水区、汚水ポンプ施設

清水汚水中継ポンプ場、別府町、約 1,800m<sup>2</sup>、西部排水区、汚水ポンプ施設

垣生汚水中継ポンプ場、西垣生町、約 90m<sup>2</sup>、西部排水区、汚水ポンプ施設

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 4-2 雨水ポンプ施設

【内訳、位置、備考】

中須賀第 1 雨水排水ポンプ場、三杉町、約 4,200m<sup>2</sup>、西部排水区、雨水ポンプ施設

中須賀第 2 雨水排水ポンプ場、三杉町、(約 4200m<sup>2</sup>)、西部排水区、雨水ポンプ施設

中須賀第 3 雨水排水ポンプ場、辰巳町、約 2,500m<sup>2</sup>、西部排水区、雨水ポンプ施設

大可賀雨水排水ポンプ場、大可賀 3 丁目、約 670m<sup>2</sup>、西部排水区、雨水ポンプ施設

朝日橋雨水排水ポンプ場、神田町、約 150m<sup>2</sup>、西部排水区、雨水ポンプ施設

三津浜雨水排水ポンプ場、神田町、約 230m<sup>2</sup>、西部排水区、雨水ポンプ施設

堀江第 1 雨水排水ポンプ場、堀江町、約 570m<sup>2</sup>、北部排水区、雨水ポンプ施設

堀江第 2 雨水排水ポンプ場、堀江町、約 250m<sup>2</sup>、北部排水区、雨水ポンプ施設

明神川雨水排水ポンプ場、堀江町、約 120m<sup>2</sup>、北部排水区、雨水ポンプ施設

和気第 1 雨水排水ポンプ場、和気町 2 丁目、約 2,200m<sup>2</sup>、北部排水区、雨水ポンプ施設

和気第 2 雨水排水ポンプ場、和気町 2 丁目、約 390m<sup>2</sup>、北部排水区、雨水ポンプ施設

勝岡雨水排水ポンプ場、勝岡町、約 4,100m<sup>2</sup>、北部排水区、雨水ポンプ施設

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 4-3 処理施設

【内訳、位置、備考】

中央浄化センター、生石町及び南江戸 4 丁目、約 108,700m<sup>2</sup>、中央排水区、処理施設

西部浄化センター、南吉田町、約 141,600m<sup>2</sup>、西部排水区、処理施設

北部浄化センター、和気町 1 丁目、和気町 2 丁目及び太山寺町、約 605,00m<sup>2</sup>、北部排水区、処理施設

「区域は計画図表示のとおり」

#### 変更理由

松山公共下水道は、平成 7 年度に北部排水区の追加拡張を新規に行い、面積 6,113ha で計画決定し、鋭意整備を進めているところである。今回の変更は、三津浜地区の朝日橋雨水排水ポンプ場を昭和 20 年代に初めて設置、昭和 59 年には公共下水道のポンプ施設として計画決定しているが、同ポンプ場は当初より 40 年以上経過しているため老朽化が著しく改築する必要がある。しかし、現在のポンプ場を停止することはできないため、その代替施設として同じ排水区域内で地盤が低く自然流下で流せる当該地に三津浜雨水排水ポンプ場を新たに追加決定し、さらなる浸水防除を図るものである。また、今回より事務手続きの合理化・円滑化を図る観点から、下水管渠について都市計画に定める記載上の範囲が変わったので、4 本の汚水幹線を変更し、35 本の汚水幹線と 13 本の雨水幹線を廃止（表示の削除）する。

### 第 713 号議案 東予広域都市計画ごみ処理場の決定（新居浜市決定）

都市計画ごみ処理場を次のように決定する。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

- 1 財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予地区廃棄物処理施設、新居浜市磯浦町、約 11.8ha、焼却施設処理能力 100t/日（50t/日×2 基）

「区域は計画図表示のとおり」

理由書

近年、生活様式の多様化や経済構造の変化に伴い、廃棄物は排出量の増加と質の多様化が進んでおり、最終処分場等の廃棄物処理施設を計画的・安定的に確保することが重要な課題となっている。このようなことから、広域幹線道路からのアクセス、周辺環境への影響、及び地形的条件等を総合的に考慮し、新居浜市磯浦町に廃棄物処理施設用地を確保し、焼却・熔融施設、最終処分場、研究研修施設の一体的な整備を図るため、都市計画決定を行いたい。

#### 第 714 号議案 東予広域都市計画ごみ焼却場の変更（新居浜市決定）

都市計画ごみ焼却場中 2 号新居浜市ごみ処理施設を次のように変更する。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

2 新居浜市ごみ処理施設、新居浜市観音原町、約 144,800m<sup>2</sup>、処理能力 260t/日

「区域は計画図表示のとおり」

理由書

現在操業中ごみ焼却場は、昭和 52 年に建設（昭和 51 年 11 月都市計画決定）された施設であるため、既に耐用年数が経過し、施設、機器の老朽化や処理能力の低下が著しい。また、近年のごみ量の増加、質の多様化に対処できなくなってきたり、早期に新しいごみ焼却施設及び粗大ごみ破碎施設等を備えた「廃棄物中間処理施設」の建設が必要となっている。しかしながら、既計画区域内には、平成 5 年に「リサイクルプラザ」を建設しており、新たなごみ処理施設の建設は土地利用上困難である。このようなことから、隣接地に新たな用地を確保し、廃棄物中間処理施設の建設を行い、リサイクルプラザと合わせた重点拠点施設を整備するため、区域を拡大して変更する。このことにより、生活環境の保全を図り、公害規制等にも万全を期すとともに、既計画区域と合わせて、将来の計画的な建て替えに対応したい。

#### 第 715 号議案 愛媛ゼネラルサービス株式会社の産業廃棄物処理施設の位置について

（建築基準法第 51 条但し書による許可）

【名称、位置、面積、用途、備考】

愛媛ゼネラルサービス株式会社、新居浜市惣開町、12,059.3m<sup>2</sup>、その他の処理施設の用途に供する工作物、1 申請人、2 処理方法及び能力、(1) 焼却処理（多段式焼却炉）、(2) 処理能力、600kg/h（14.4 トン/日）

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近年、県内及び住友化学工業株式会社から排出される産業廃棄物が増加し、現在ある施設では能力が不足している。このようなことから、増加する産業廃棄物を処理するため、今回、焼却施設を新設するものである。

#### 第 716 号議案 株式会社宇和島魚市場地方卸売市場の位置について

（建築基準法第 51 条但し書による許可）

【名称、位置、面積、用途、備考】

株式会社宇和島魚市場地方卸売市場、宇和島市、1,465.8m<sup>2</sup>、建築面積、761.84 m<sup>2</sup>、延床面積、877.77 m<sup>2</sup>、荷捌き場 415.31 m<sup>2</sup>、集出荷場 57.13 m<sup>2</sup>、市場事務所 405.33 m<sup>2</sup>、申請人、株式会社宇和島魚市場代表取締役

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

現在の卸売市場は昭和 42 年に建設されたものであり、施設の老朽化や駐車場の確保の困難さ、更に埋立による新内港の造成により、魚運搬船の接岸が困難となり、市場の機能が十分に果たせない状況であるため造成済みである埋立地へ移転するものです。

会議録（質疑のみ）

質疑なし。

## 第 107 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 9 年 7 月 30 日）

### 第 717 号議案 東予広域都市計画土地区画整理事業の決定（愛媛県知事決定）

都市計画新居浜駅前土地区画整理事業を次のように決定する。

名称：新居浜駅前土地区画整理事業

面積：約 27.8ha

公共施設の配置

道路：【種別、名称、備考】

幹線街路、3,2,1、新居浜駅港町線、

幹線街路、3,4,3、駅前滝の宮線、

幹線街路、3,4,6、駅前郷線、

幹線街路、3,5,12、新居浜駅菊本線、

幹線街路、3,5,26、庄内坂井線、

幹線街路、8,7,1、中央環状線、

これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。

その他区画街路は 6m～16m で、特殊街路は幅員 4m・6m を適宜配置する。

公園及び緑地

街区公園 4 箇所を誘致距離を勘案の上区域内の適所に配置する。その他ポケットパーク等を配置し、施行面積の 3%以上を確保する。

その他の公共施設：【種別、名称、備考】

下水道、公共下水道、これについては、別に都市計画において定めるとおりとする。

宅地の整備：商業地として整備する地区は、300～500m<sup>2</sup> を標準画地規模とし、住宅地として整備する地区は約 200～300m<sup>2</sup> を標準画地規模とする。また、駅周辺地区においては、2,000～3,000m<sup>2</sup> を標準画地規模とし、高度な土地利用を図る。

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由書

新居浜市の表玄関である JR 新居浜駅周辺地区において、道路・公園等の公共施設の整備と併せて、駅前の特色を活かした魅力ある商業地と良好な環境の住宅地の整備を計画的に行い、ゆとりある生活空間を創出することを目的として、本事業を施行し、公共施設の計画的な整備と宅地の利用増進を図り、健全な市街地の形成に資するものである。

### 第 718 号議案 東予広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3, 2, 1 号新居浜駅港町線ほか 2 路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3, 2, 1、新居浜駅港町線、新居浜市坂井町 2 丁目、新居浜市港町、（新居浜市一宮町 1 丁目）、約 3,220m、地表式、32m、幹線街路と平面交差 8 箇所

なお、新居浜市坂井町 2 丁目地内に約 7,100m<sup>2</sup> の交通広場を設ける。

幹線街路、3, 4, 3、駅前滝の宮線、新居浜市坂井町 2 丁目、新居浜市滝の宮町、（新居浜市政枝町 1 丁目）、約 1,150m、地表式、20m、幹線街路と平面交差 4 箇所

幹線街路、3,4,6、駅前郷線、新居浜市坂井町2丁目、新居浜市郷2丁目、(新居浜市郷5丁目)、約2,890m、地表式、16m、幹線街路平行外山線と立体交差、幹線街路と平面交差4箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

#### 変更理由

市の玄関口としてそれに相応しい新居浜駅前地区を創出するため、土地区画整理事業を施行し、公共施設の計画的な整備を行い、秩序ある市街地の形成を図る。それに伴い、駅周辺の土地利用の増進と交通の円滑化を図るため、駅前広場に集中していた都市計画道路を見直し、本案のとおり変更するものである。

### 第719号議案 東予広域都市計画道路の変更(新居浜市決定)

都市計画道路中3,5,12号新居浜駅菊本線ほか1路線を次のように変更し、都市計画道路に3,5,26号庄内坂井線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,12、新居浜駅菊本線、新居浜市坂井町2丁目、新居浜市菊本町1丁目、(新居浜市田所町)、約2,910m、地表式、15m、幹線街路と平面交差6箇所

幹線街路、3,5,26、庄内坂井線、新居浜市庄内町5丁目、新居浜市坂井町2丁目、(新居浜市庄内町4丁目)、約670m、地表式、13m、幹線街路と平面交差3箇所

特殊街路、8,7,1、中央環状線、新居浜市新須賀町4丁目地先河川敷、新居浜市一宮町2丁目、(新居浜市坂井町3丁目)、約6,230m、地表式、2.0m、幹線街路駅前滝の宮線、新田高木線、前田庄内線及び船屋阿島線と平面交差、幹線街路及びJR予讃線と立体交差7箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

#### 変更理由

新居浜駅前土地区画整理事業の計画に伴い、新居浜駅周辺の道路網の見直しを行った結果、駅周辺の土地利用の増進と、交通の円滑化を図るため、駅前広場に集中していた都市計画道路を見直し、本案のとおり変更するものである。また、駅周辺地区の秩序ある市街地の形成を図るため、都市計画道路を本案のとおり追加し、土地区画整理事業の地区界に併せ、特殊街路を本案のとおり変更する。

#### 会議録(事務局説明及び質疑のみ)

##### 第717号議案

事務局：住民周知の経緯について説明します。地元説明会は、平成7年10月11日に開催し、283名の出席でした。案の縦覧は平成9年2月12日から2月26日まで行い、縦覧者は417名です。市の都市計画審議会は平成9年3月19日に開催され、原案通り承認されています。意見書は24,007人の方から26,751通提出されています。同一人が何通か提出しているため人数より意見書数が多くなっています。市長あてにも2,500人の方から2,554通提出されています。新居浜駅前地区はいわゆる減価補償金地区になるので、減価補償金相当分の土地を先買いますが、多数の地権者の協力を得るため、市の単独でより多くの土地を先買いすることにより、減歩率の低減に努めており、平均減歩率は14.25%を想定しています。都市計画決定がなされると、次に事業計画の認可

と施工規定を行います。この際にも案の縦覧を行い、関係権利者から意見を聞くことになっており、この意見についても当審議会で審議していただきます。

それでは意見書の内容を説明します。坂井町にお住まいの方他 23,320 人から (26,051 通) の意見です。「1. 計画案に賛成し、早期の事業着工を希望する。」「2. 市の玄関口として駅前の開発は、市の活性化に役立つ」というものです。次に反対理由については、意見の要旨を 6 項目に集約して説明します。「1. 土地の (ただ取り) 減歩に対して補償もなく税金の二重取りであり、土地区画整理事業に伴う税金 (固定資産税) の上昇にも大変不安である。」という延べ 264 人 (274 通) の意見です。これに対して市の申し出は、「土地区画整理事業の減歩は、事業による利用価値の増進の範囲内で行うので、無償提供ではなく、財産権の侵害にもあたらない。今後も理解と協力が得られるよう努めます。」となっています。「2. 現在の住環境に満足しており、利益もなく、発展効果も期待できない。」という 136 人 (139 通) の意見です。これに対して市の申し出は、「交通の拠点となる当地区では、土地区画整理事業は、安全性、防災性の面からも最も有効な事業であり、今後も事業効果について理解をいただくよう努力する。」となっています。「3. 借金してまで建て替えはしたくない。高齢者にとっても移転は苦痛であり、補償も不安である。」という 99 人 (104 通) の意見です。これに対して市の申し出は、「建物移転については、現段階で具体策が確定していなく、やむを得ない点があるが、補償については、現段階で可能な範囲で説明し、個別に協力が得られるよう努力する。」となっています。「4. 地域住民の意志を無視し、強引に事業を進めている。」という 103 人 (111 通) の意見です。これに対して市の申し出は、「構想段階から地元説明会を行うと共に、地元住民の代表で組織する「まちづくり協議会」の意見を尊重しながら民主的に計画を作成している。今後とも事業説明を行い地元合意につとめる。」となっています。「5. 駅を高架にして上部地区 (駅南) との連絡を行い、駅前広場と幹線道路の整備を買収方式で実施すればよい。」という 23 人 (24 通) の意見です。これに対して市の申し出は、「土地区画整理事業は、宅地の利用増進と公共施設の整備促進を併せて行うもので、用地買収では達成できない。駅周辺の一体化については今後検討する。」となっています。「6. 市は何百億円もの借金があり、誰のための区画整理か、計画の失敗や生活の責任は誰がとるのか。」という 20 人 (23 通) の意見です。これに対して市の申し出は、「新居浜駅前土地区画整理事業は、第 3 次新居浜市長期総合計画の重点事業として位置づけられている。事業の実施は、全体の財政計画のなかで整合をとりながら進めていく。」となっています。

(質疑なし)

#### 第 718 号議案、第 719 号議案

事務局：現在の道路は、全部駅前広場に集まるようになっており、混雑が生じていた。今回の変更では、駅前広場から通過交通を排除するために交差点を設けている。

駅前滝の宮線と駅前郷線を、駅前広場から少し離れた位置に新居浜駅港町線との交差点ができるように変更し、新居浜駅菊本線は、駅前郷線との交差点をできるだけ直角にするために変更し、庄内坂井線については、少し S 字型の線形になるが、新居浜駅港町線と直角に近い形で交差するように変更したい。幅員については、新居浜駅港町線は現在 18m であるが、27m で計画決定されているので、今回変更せず歩道等を広くしたい。駅前滝の宮線は 20m、駅前郷線は 16m だが、歩行者が多いため駅前付近のみ 20m とした。庄内坂井線も 13m だが、歩行者が多いため駅前付近のみ 16m とした。新居浜駅菊本線は、区域外は 15m、区域内は 16m。中央環状線は現在よりも線路に近づけて整備し、幅員を 5m としている。駅の南側との一体化に関しては、新居浜駅菊

本線との連絡構想を持っている。新居浜駅菊本線の南側に道路があり、今回は都市計画決定していないが、区画道路として16m以上の幅員を確保し、今後線路との立体交差等の状況に応じて駅南地区との南北一体化に配慮している。

住民周知等の経緯を説明する。地元説明会は平成7年10月11日に開催、案の縦覧は平成9年2月12日から2月26日まで行い、縦覧者は、第718号議案が362名、第719号議案が365名であった。意見書は、第718号議案が1,155名から1,170通、第719号議案が6,233名から6,457通あった。まず、第718号議案については、1,116名(1,132通)から「計画案に賛成、市の活性化を願う。」があった。17人から「新居浜駅港町線は渋滞していないので現在幅員が良い。駅前滝の宮線、駅前郷線は直接買収すべき。」という意見があり、市の申し出は「新居浜駅港町線はシンボル道路であり、魅力ある歩行者空間を形成するため、27mの計画を変更しない。他の2路線については、円滑な交通処理と有効な土地利用のため、土地区画整理事業による面整備が適切。」となっている。

次に、第719号議案については、6,189名(6,422通)から「計画案に賛成、早期着手を願う。」があった。7人(9通)から「新居浜駅菊本線、庄内坂井線は今のままで良い。土地区画整理事業による道路整備には反対。」という意見があり、市の申し出は「新居浜駅菊本線は駅南地区との接続を視野に入れた計画、庄内坂井線は安全性を確保するため計画している」となっている。

委員：四国運輸局の代理の者です。第718号議案で、新居浜駅前に交通広場を確保し、バス、タクシーの乗降場を整備する計画に賛成する。今後、事業を実施する際に、鉄道とバス、タクシーとの乗り継ぎ利便を確保してほしい。



## 第 108 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 9 年 12 月 16 日）

### 第 720 号議案 南予レクリエーション都市計画用途地域の決定（宇和島市決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、 約 81ha、8/10 以下、5/10 以下、一、一、10m、9.0%

第 1 種中高層住居専用地域、約 11ha、15/10 以下、5/10 以下、一、一、一、1.2%

約 21ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、2.3%

小計 約 32ha、 3.5%

第 2 種中高層住居専用地域、約 59ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、6.5%

第 1 種住居地域、 約 415ha、20/10 以下、一、一、一、一、45.9%

近隣商業地域、 約 36ha、20/10 以下、一、一、一、一、4.0%

約 21ha、30/10 以下、一、一、一、一、2.3%

小計 約 57ha、 6.3%

商業地域、 約 3.9ha、30/10 以下、一、一、一、一、0.4%

約 62ha、40/10 以下、一、一、一、一、6.9%

小計 約 65.9ha、 7.3%

準工業地域、 約 161ha、20/10 以下、一、一、一、一、17.8%

工業地域、 約 11ha、20/10 以下、一、一、一、一、1.2%

工業専用地域、 約 23ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、2.5%

合計、 約 904.9ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

宇和島市は、平成 4 年 6 月に改正された都市計画法及び建築基準法に基づく新用途地域については、平成 7 年 7 月 17 日に都市計画決定したところである。また、宇和島港周辺の再開発及び交通ネットワークの整備を積極的に進めるため、道路用地、都市再開発用地及び交流拠点用地の整備を行っている。今後の土地利用の効率性、安全性、快適性の高い空間の形成と後背地を取り巻く周辺地との一体的な土地利用を図るため用途地域の拡大及び変更を行うものである。

### 第 721 号議案 南予レクリエーション都市計画準防火地域の変更（宇和島市決定）

都市計画準防火地域を次のように変更する。

【種類、面積、備考】

準防火地域、約 85ha、商業地域及びその周辺

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

宇和島市は昭和 24 年 10 月に中心市街地において約 58ha を準防火地域に指定し、平成 7 年 7 月には用途地域の指定替えに合わせて、市街地中心部の「商業地域」及び高度な土地利用を図る「近隣商業地域（容積率 300%）」の 83ha に拡大している。今回の指定区域は、既決定の区域に加え、宇和島港における埋立地造成に伴い、用途地域の変更を行うことから、今回、高度な土地利用が図られる地域である。以上のこ

とから、建築物の防火性能の向上を図り、公共の福祉の増進に寄与するため、今回、都市計画を変更するものである。

#### 第 722 号議案 八幡浜都市計画道路の変更（知事決定）

- 1 都市計画道路中Ⅱ,2,1号昭和通り線を3,4,1号昭和通り線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

幹線道路、3,4,1、昭和通り線、八幡浜市大字松柏、八幡浜市字沖新田、（八幡浜市字須崎）約 1,540m、  
地表式、17.0m、幹線街路と平面交差 2 箇所

なお、起点付近に約 3,400m<sup>2</sup>の交通広場を設ける。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

- 2 都市計画道路に 1,4,1 号自動車専用八幡浜保内線ほか 1 路線を次のように追加する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

自動車専用道路、1,4, 1、自動車専用八幡浜保内線、八幡浜市大字大平、八幡浜市大字大平、（八幡浜市大字向灘字高畔）、約 990m、（10.5+9.5） m

内訳、八幡浜市大字向灘字高畔、八幡浜市大字大平、約 380m、地下式、（9.5+8.5） m

約 610m、地表式、（9.5+9.0）～（10.5+9.5） m

なお、起点部に出口 2 箇所、入口 2 箇所を設ける。終点方向入口及び出口、起点方向入口及び出口

幹線道路、3,4,2、白浜大平線、八幡浜市字白浜、八幡浜市大字大平、（八幡浜市字五位ヶ脇）約 900m、  
地表式、17.0m

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

#### 理由書

八幡浜市の都市計画道路は、昭和 33 年以降見直しがなされないまま現在に至っており、このままでは自動車専用道路の新規計画によるインパクトに対応しきれないばかりではなく、将来の八幡浜市のまちづくりにも支障を来す恐れがある。そのため新たな都市計画道路網の形成が必要となり、特に自動車専用道路からの交通を処理するとともに、安全・快適かつ円滑な交通空間を確保することで、各拠点とのネットワークを確立し、交流拠点都市としての交流人口の増大を図るため、自動車専用道路とあわせ、本案のとおり変更しようとするものである。

#### 第 723 号議案 八幡浜都市計画道路の変更（八幡浜市決定）

都市計画道路中Ⅱ,3,3号矢野町大平線を3,6,1号産業通白浜線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

幹線道路、3,6,1、産業通白浜線、八幡浜市産業通、八幡浜市字白浜、（八幡浜市広瀬 1 丁目）約 1,730m、  
地表式、11.0m、幹線街路と平面交差 1 箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

#### 理由書

八幡浜市の都市計画道路は、昭和 33 年以降見直しがなされないまま現在に至っており、このままでは自

自動車専用道路の新規計画によるインパクトに対応しきれないばかりではなく、将来の八幡浜市のまちづくりにも支障を来す恐れがある。そのため新たな都市計画道路網の形成が必要となり、特に自動車専用道路からの交通を処理するとともに、安全・快適かつ円滑な交通空間を確保することで、各拠点とのネットワークを確立し、交流拠点都市としての交流人口の増大を図るため、自動車専用道路とあわせ、本案のとおり変更しようとするものである。

#### 第 724 号議案 保内都市計画道路の変更（知事決定）

- 1 都市計画道路中 3,5,1 号名坂川之石線ほか 2 路線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

幹線道路、3,5,1、名坂川之石線、保内町須川、保内町川之石、（保内町宮内）、約 3,420m、地表式、12.0m

幹線道路、3,5,2、清水三島線、保内町宮内、保内町宮内、約 920m、地表式、12.0m

幹線道路、3,5,3、和田町楠町線、保内町川之石、保内町川之石、約 740m、地表式、12.0m

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

- 2 都市計画道路に 1,4,1 号自動車専用八幡浜保内線を次のように追加する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

自動車専用道路、1,4,1、自動車専用八幡浜保内線、保内町須川、保内町喜木、約 1,900m、(9.5+8.5) m

内訳、保内町須川、保内町喜木、約 1,470m、地下式、(9.5+8.5) m

約 430m、地表式、(10.5+9.0) ~20.5m

なお、起点部に出口 1 箇所、入口 1 箇所を設ける。終点方向に出口、起点方向に入口、

3,5,1 名坂川之石線に接続

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

#### 理由書

南予地域においては、近年の交通量の増加と広域交通需要に対応するため、規格の高い道路整備が要求されている。また、保内町の都市計画道路は、昭和 32 年以降見直しがなされないまま現在に至っている。このような状況から、隣接する八幡浜市と連絡する自動車専用道路及びこれと一体的に機能する町の幹線道路網を検討し、本案のとおり変更するものである。

#### 第 725 号議案 保内都市計画道路の変更（保内町決定）

都市計画道路中 3,6,4 号和田町山手線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

幹線道路、3,6,4、和田町山手線、保内町川之石、保内町宮内、約 940m、地表式、8.0m

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

#### 理由書

南予地域においては、近年の交通量の増加と広域交通需要に対応するため、規格の高い道路の必要が高くなっている。また、保内町の都市計画道路は、昭和 32 年以降見直しがなされないまま現在に至っている。このような状況から、隣接する八幡浜市と連絡する自動車専用道路及びこれと一体的に機能する町の幹線道路網を検討し、本案のとおり変更するものである。

会議録（事務局説明及び質疑のみ）

第 722 号議案、第 723 号議案、第 724 号議案、第 725 号議案、

事務局：仮称八幡浜インターチェンジからの交通を受け、南北に走る白浜大平線を新たに計画し、幅員を元決定の 11m から 17m に西側に拡幅する。市街地を東西に走る道路が 3,4,1 号昭和通り線で、元決定の 15m の部分のうち港に近い方を 17m に拡幅する。また交差点部では右折車線を設け、隅切りを設置するなどの拡幅を行う。産業通白浜線の上の方は白浜大平線として新設されたため、廃止する。残る区間が今回決定する産業通白浜線で、幅員は元決定のまま 11m です。また、自動車専用八幡浜保内線の末端が仮称保内インターチェンジで、同インターと接続して市街地を東西に走る道路が国道 197 号線、3,5,1 号名坂川之石線です。名坂川之石線は昭和 32 年に計画決定されたが、国道 197 号線が都市計画道路としての機能・役割を満たすため、元決定区間を廃止して、国道 197 号線にルート変更する。この道路の幅員は 12m であるが、仮称保内インターとの交差点から西側の区間は幅員を 18.5m に拡幅して市街地とインターチェンジとのアクセスを確保する。また中心市街地を南北に走る区間については保内町のシンボルロードとして自歩道を設け、幅員を元決定の 12m から 17m に東側に拡幅する。3,5,2 号清水三島線については、名坂川之石線の変更に伴い、起点部が北側に 120m 移動したことにより延長を変えるもので、幅員は 12m で変更しない。和田町楠町線は、平成 8 年 4 月の用途地域変更の際、川之石港埋立部が追加になったため、その用途境まで延長するもので幅員は 12m で変更しない。3,6,4 号和田町山手線は、先程説明した名坂川之石線の変更に伴い、終点部が北側に 120m 移動したことにより延長を変えるもので、幅員は 8m で変更しない。

住民周知の経緯を説明します。第 722 号議案について、地元説明会は 7 月 16、18 日 2 会場で行い、280 名が参加。案の縦覧は、平成 9 年 9 月 19 日～10 月 3 日まで行い、206 名の縦覧者があり、366 名から 366 通の意見書があった。第 723 号議案については、縦覧者 1 名、意見書なし。第 724 号議案について、地元説明会は 7 月 15、17 日に行い、125 名が参加。案の縦覧は、平成 9 年 9 月 19 日～10 月 3 日まで行い、101 名の縦覧者があり、298 名から 197 通の意見書があった。第 725 号議案については、縦覧者 19 名、意見書なし。

第 722 号議案に対する意見書のうち、169 名は早期完成を望むものであった。反対意見には、「住宅区域で 140 棟あまりの立ち退きは、地区の壊滅につながり、犠牲が大きい」、「長年住み慣れ、公共施設も便利で、住環境も良く、離れたくない」「具体的な代替地が明確でなく、代替地確保が困難」などであった。これに対して、本路線は豊後伊予連絡道路をにらんだもので、土地利用現況や現道への接続性等を勘案して検討されたもので、八幡浜市の都市マスタープランに位置づけられ、「都市内道路の交通体系調査」でも審議決定されている。立ち退き問題については、事業予定者から「事業実施時に引き続き理解を得るよう説明を続けて行きたい」との申し出がある。第 724 号議案に対する意見書のうち、185 名は早期完成を望むものであった。反対意見には、「盛り土により、地域分断。通路がトンネル状になり防犯面に不安。」、「騒音、排気ガス」等があった。盛土工法については、地形の状況、トンネル残土、経済性などからみて、最良の計画である。防犯対策は十分行いたい。

委員：環境影響評価は、従来の 4 車線 10km 以上の基準にあてはまらず、任意でやったとのことだが、正規のものとの程度異なっているのか。また、環境影響評価を行う時期はどの段階か。騒音、排気ガスについては事後チェックを実施し、問題があれば改良してほしい。

事務局：今回の任意のアセスは正規のアセスと同じ内容である。時期については、おおむね概略設計と並

行して実施してきた。事後チェックは当然行う。

幹事：トンネルの換気設備、防火設備等道路構造令に合致したものである。

議長：以上で議案審議は終了したが、ここで新居浜駅前土地区画整理事業に関する意見書の審議方法について、諮りたい。事務局に説明をお願いします。

事務局：本日御審議願いたいことは、土地区画整理事業の事業計画について、意見書が出された際に口頭で陳述したい旨の申出があった場合、この口頭陳述をどのように聴取するかという口頭陳述の審議方法についてである。新居浜駅前土地区画整理事業は第 107 回審議会でも可決決定し、8 月 19 日に都市計画決定した。次に事業計画案の縦覧を行っており、平成 9 年 11 月 12 日から 2 週間、縦覧を行い、その後 11 月 12 日から意見書を受け付け、12 月 9 日に締め切った。この結果、115 通の意見書が出され、このうち 11 通には口頭陳述の申し出があった。この意見書が提出されると、都市計画地方審議会でも審議することとなっており、後日文書によって意見書を付議し、審議することになる。なお、土地区画整理事業は都市計画決定されているので、区画道路とか公園とかが対象になる。そして採択・不採択の審議を行い、不採択になると、設計の概要を知事が認可した後、市町村で事業計画を決定し、事業に着手するという流れになっている。

今回、お諮りするのには、口頭陳述の方法で、A：前もって聞き取る方法、B：審議会で直接聞き取る方法とがある。事務局案としては、11 の口頭陳述には約 3 時間程度を要するため、A 案にした

各委員：異議なし。

議長：口頭陳述の方法については、事前に聞き取り、審議会の場で報告する。次に、事前の聞き取りを誰が行うかを諮りたい。

事務局：「委員さんと事務局」で聞き取りたい。聞き取りの公開、非公開については、「審議会は非公開」を準用して「非公開」としたい。なお、この聞き取りでは「陳述を聞き取り、審議会に報告すること」が職務であり、「回答や返答、判断」は示さず、忠実に聞きとることになっている。

委員：聞き取りの場所はどこか。聞き取りの際、事実関係の確認は必要ではないか。その方が住民に親切と思う。

事務局：委員さん 20 数名の方々に審査願うので、聞き取りの場で委員が先に意見を言うのは問題がある。内容や数字の確認等に留めたい。

議長：陳述聴取は「委員さんと事務局」で行う。次に委員の選任について諮りたい。

事務局：会長にはぜひ出席してほしい。

議長：立場上参加する。他の委員さんについては、この場ですぐには決められないので、会長に一任してほしい。

各委員：異議なし。

## 第 109 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 10 年 2 月 19 日）

### 第 726 号議案 松山広域都市計画公園の変更（知事決定）

都市計画公園中 9,6,1 号愛媛県営総合運動公園を次のように変更する。

#### 【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

広域公園、9,6,1、愛媛県営総合運動公園、松山市上野町、西野町、砥部町原町、上原町、宮内、約 113.0ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設  
「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

愛媛県営総合運動公園は、県民のスポーツ振興を図ると共に幅広いレクリエーション活動に対応するため、昭和 47 年 10 月 31 日に都市計画決定し、その後、松山広域都市計画公園事業として、霊峰石鎚連峰と美しい自然を背景とした当丘陵地にスポーツ施設を中心に建設を進め、昭和 55 年 5 月に運動公園として開園するとともに、幅広い利用の増進を図るため、昭和 63 年 4 月に動物園を併設したところである。現在、隣接地に「えひめこどもの城（仮称）」の建設が進められており、この施設への進入道路については、市道として整備することで、ルートの選定を行ってきた。これにより、隣接する進入道路の線形と公園区域の整形とを総合的に検討した結果、今回の変更は公園区域の一部を削除することと併せて他の区域を拡張するものであり、公園としての機能を損なうことなく区域の変更を行うこととした。

### 第 727 号議案 伊予三島都市計画下水道の変更（伊予三島市決定）

伊予三島都市計画伊予三島公共下水道「2 排水区域」、「4 その他の施設」及び「3 下水管渠」中、中之庄第 1 汚水幹線を次のように変更し同公共下水道「3 下水管渠」中、寒川第 1 汚水幹線、寒川汚水圧送幹線、中之庄第 3 汚水幹線、三島第 1 汚水幹線、三島第 2 汚水幹線、三島第 4 汚水幹線、三島第 5 汚水幹線、三島汚水圧送幹線、村松汚水幹線及び村松汚水圧送幹線を廃止する。

1 下水道の名称：伊予三島公共下水道

2 排水区域：「排水区域は、計画図表示のとおり」

（備考）面積、約 762ha、伊予三島処理区約 762ha

伊予三島公共下水道、約 919ha、（うち伊予三島処理区約 919ha）

3 下水管渠

#### 【内訳、位置（起点、終点）、備考】

中之庄第 1 汚水幹線、伊予三島市中之庄町字浜之前、伊予三島市中之庄町字浜之前、伊予三島処理区（分流式）

処理場吐口及び放流管渠、伊予三島市中之庄町字浜之前、伊予三島市中之庄町字浜之前、伊予三島処理区（分流式）

「区域は、計画図表示のとおり」

4 その他の施設

#### 【内訳、位置、備考】

三島汚水中継ポンプ場、伊予三島市中央 1 丁目

寒川汚水中継ポンプ場、伊予三島市寒川町字江之元

村松ポンプ場、伊予三島市村松町字日吉縄

伊予三島市下水処理場、伊予三島市中之庄町字浜之前

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本市の公共下水道は、昭和 47 年に新都市計画法に基づく都市計画決定を行い、昭和 48 年から着手した。その後事業に積極的に取り組み、平成 5 年度には排水区域面積約 762ha として事業を進め、現在に至っている。今回の変更は、平成 8 年 6 月に都市計画（用途地域）が変更になったこと等を受け、排水区域の変更と下水排除面積が 1,000ha 以上の管渠の取扱による幹線管渠の整理を行い、併せて処理場の名称を変更するものである。

### 第 728 号議案 大洲都市計画下水道の変更（大洲市決定）

大洲都市計画大洲公共下水道「2 排水区域」、「3 下水管渠」中、肱北浄化センター吐口及び放流管渠及び「4 その他の施設」中、肱北浄化センターを次のように変更し、同公共下水道「3 下水管渠」中、肱南污水幹線、肱北污水幹線、中村污水幹線、田口污水幹線、若宮污水幹線、東大洲西污水幹線、東大洲污水幹線、新谷污水幹線、中山污水幹線、徳森污水幹線、八尾雨水幹線、新屋敷雨水幹線、中島雨水幹線、柚木北只雨水幹線、田口雨水幹線、河内雨水幹線、中ヶ市雨水幹線、天満雨水幹線、中島雨水ポンプ場吐口及び放流管渠及び八尾雨水ポンプ場吐口及び放流管渠を廃止する。

1 下水道の名称：大洲公共下水道

2 排水区域：「排水区域は、計画図表示のとおり」

面積、約 398ha（うち 肱南処理区、約 99ha、肱北処理区、約 299ha）

3 下水管渠

【内訳、位置（起点、終点）、備考】

肱南浄化センター吐口及び放流管渠、阿蔵字フルカハ、阿蔵字フルカハ、0.60m

肱北浄化センター吐口及び放流管渠、東大洲、東大洲、1.00m、約 70m

「区域は、計画図表示のとおり」

4 その他の施設

【内訳、位置、備考】

八尾雨水ポンプ場、大洲字鉄砲町、西大洲字ヤヲ、阿蔵字フルカハ、約 2,600m<sup>2</sup>

中島雨水ポンプ場梢、西大洲字中寫、大洲字鉄砲町、字中島、約 1,300m<sup>2</sup>

肱南浄化センター、阿蔵字フルカハ、約 9,600m<sup>2</sup>

肱北浄化センター、東大洲、五郎、約 15,700m<sup>2</sup>

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本市の下水道は、昭和 63 年に都市計画決定を行い、平成元年から鋭意事業を実施中である。今回の変更は、都市計画用途地域の拡大に伴う排水区の追加と、平成 7 年 7 月の梅雨前線豪雨のため浸水被害が発生した大洲盆地などの再度災害を防止することを目的とした激甚災害対策特別緊急事業による矢落川（建設省管理河川）の改修が肱北浄化センター処理施設の保全にも寄与することから、今回改修計画により肱北浄化センター処理施設の敷地界変更を行うものである。併せて、都市計画決定の様式変更により下水管渠を整理するものである。

### 第 729 号議案 土居都市計画汚物処理場の変更（土居町決定）

都市計画汚物処理場に 2 号、土居町汚泥再生処理センターを次のように追加する。

【名称（番号、汚物処理場名）、位置、面積、備考】

2、土居町汚泥再生処理センター、土居町大字津根、約 19,300m<sup>2</sup>、処理能力 33kl/日

「区域は計画図表示のとおり」

理由書

土居町では、人口の増加と合併浄化槽の普及ともなう生活排水処理率の上昇により、し尿及び浄化槽汚泥排出量が年々増加する傾向にある。将来のし尿汚泥排出量は、本町が下水道事業に着手する平成 16 年度に最大となり、33kl/日に達するものと見込まれる。土居町の現在のし尿処理施設（土居町衛生センター）は 25kl/日の処理能力として、昭和 53 年 1 月から稼働している。しかし、本施設は稼働から 19 年余りを経過しており、主要処理設備の経年的損傷劣化が著しく、年々増加を続けるし尿汚泥を処理することが能力的に限界に至っている。一方、現行施設の土居町衛生センター（蕪崎地区）には施設更新のための敷地の余地はなく、また、日々搬入されるし尿汚泥の処理を一時的にも停止できないことから、土居町では、新たな施設用地を津根地区に確保し、33kl/日の処理能力を有する処理施設を更新することを決定した。本施設計画は、従来のし尿汚泥処理施設だけではなく、汚泥と生ごみの堆肥化施設を併設する汚泥再生処理センターを設置し、汚泥と生ごみの有効利用を図るものである。本計画の実施は、地域住民の公衆衛生を向上させ、良好な生活環境を保全するとともに土居町の豊かな水環境の保全を推進するものである。

**第 730 号議案 東予広域都市計画事業新居浜駅前土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書について**

新居浜市が定めようとする東予広域都市計画事業新居浜駅前土地地区画整理事業の事業計画について、土地地区画整理法第 55 条第 2 項に基づき、新居浜市坂井町 2-9-57 三木佳子氏他 51 人の利害関係者から意見書の提出があったため、その内容を審査するものである。提出された意見書は次のとおりである。

第 109 回 愛媛県都市計画地方審議会 資料、新居浜駅前土地地区画整理事業関係

目次

- 1 新居浜駅前土地地区画整理事業の意見書
  - 1-1 事業計画（案）の縦覧
  - 1-2 提出された意見書総数
  - 1-3 付議する意見書
  - 1-4 事業計画決定に関するフロー
- 2 土地地区画整理法関係条文
- 3 新居浜駅前土地地区画整理事業に係る意見書について
  - 3-1 意見書の要旨分類
  - 3-2 意見書原文ワープロ版の抜粋
  - 3-3 意見書提出者分類一覧表
- 4 事業計画の策定方針
  - 4-1 事業計画の内容
  - 4-2 事業計画の策定方針
  - 4-3 説明会経緯等
- 5 口頭陳述について
  - 5-1 陳述内容の概要
  - 5-2 陳述された意見の全文（ワープロ版）
- 6 今後の事業の進め方について



6-1 事業実施に関するフロー

6-2 事業を進める上で配慮する事項

会議録（事務局説明、質疑のみ）

第 730 号議案

議長：口頭陳述については、私と委員が新居浜市に出向いて聞き取りを行いました。まず、事務局に説明願います。

事務局：口頭陳述は、平成 10 年 1 月 24 日、新居浜市市民文化センターで行いました。陳述の申し出があった 11 人のうち、当日は 8 人が陳述を行いました。

委員：1 月 24 日に、会長と陳述聞き取りを行いました。内容は、概ね提出されている意見書と同様でしたが、換地や移転等、実施に当たっての不安感が反対の大きな要素になっているとの印象を受けました。陳述者のほとんどが高齢者であり、金銭的な補償よりも、わずらわしさや不安感をどう解消してゆくかが切実な問題である。事業実施にあたっては、不安がないように、細かい所まで配慮が必要と感じた。

議長：今後の進め方等について、市から聞いていることがあれば説明してほしい。

事務局：事業計画決定後に、関係権利者からなる「土地区画整理審議会」を設置し、事業実施についての審議調整を行う。これに引き続き、用地の先行買収に取り組む。その後、土地利用に対する意向調査を実施する。その上で、「照応の原則」によって換地計画を行う。仮換地指定を行うと、移転工法などが決まるので、具体的な移転交渉が進められる。

議長：審議会としては、当区画整理事業の事業計画に対する意見書については、「採択をして、事業計画の修正を命ずるまでには至らない。」ということで可決決定したい。

各委員：異議なし。

## 第 110 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 10 年 11 月 25 日）

### 第 731 号議案 東予広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 6,5,2 号東予市運動公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

近隣公園、6,5,2、東予市運動公園、東予市河原津新田、約 18.6ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

東予市運動公園は、昭和 55 年に都市計画決定を行い、以降順次公園施設の整備を進めてきたが、近年のモータリゼーションの進展、市民のスポーツに対するニーズの高まり、高齢化社会の到来等の社会情勢の変化により、公園機能の新たな充実が望まれている。これに対応するため東予市運動公園の拡張を計画するものである。

### 第 732 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

1 都市計画公園中 2,2,69 号南吉田中央公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

街区公園、2,2,69、南吉田中央公園、松山市南吉田町、約 0.47ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

2 都市計画公園中 2,2,20 号南吉田公園を廃止する。

理由書

南吉田中央公園については、市道の拡張整備に伴い、南吉田公園及び南吉田緑地を廃止することにより、機能回復を図る代替地として本案のとおり拡張整備を行うこととし、地区住民の利用を損なうことなく都市公園の必要量の確保、整備を行うこととしたものである。なお、南吉田公園については、市道生石 163 号の拡張整備に伴い、公園区域の一部が道路用地として必要となり街区公園としての機能が維持できなくなることから廃止するものである。

### 第 733 号議案 松山広域都市計画緑地の変更（松山市決定）

都市計画緑地中 9 号南吉田緑地を廃止する。

理由書

南吉田緑地については、市道生石 205 号線の拡張整備に伴い、当緑地の一部が事業用地として必要となり街区公園としての機能が維持できなくなることから廃止するものである。

なお、緑地の廃止による面積の減少分については、本地区における都市公園の整備状況、誘致圏等を総合的に検討した結果、2,2,69、南吉田中央公園の拡張整備を行うこととし、地区住民の利用を損なうことなく都市公園の必要量の確保、整備を行うこととしたものである。

### 第 734 号議案 大洲都市計画火葬場の決定（大洲市決定）

大洲都市計画火葬場を次のように決定する。

【名称（番号、火葬場名）、位置、面積、備考】

1、大洲市斎苑、大洲市西大洲、約 8,700m<sup>2</sup>、処理能力 8（体/日）

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

現在の大洲火葬場及び八多喜火葬場は、それぞれ昭和 16 年、昭和 12 年に建設され、既に 50 年以上経過しており、老朽化が著しく、一連の火葬作業に長時間要するなど作業効率が悪く、早急な施設の建て替えが必要である。また、現施設を稼働させながら火葬場を新設するため狭隘な現施設用地での建て替えは難しいので、環境条件、交通条件等を考慮した最適地を大洲市西大洲に選定し、都市計画決定しようとするものである。

会議録（事務局説明、質疑のみ）

第 734 号議案

委員：いつ頃供用開始か。また、斎苑という言葉の意味は何か。ここで葬儀もできるのか。

事務局：供用開始予定は 13 年度。葬儀はできない。